

議 案 第 108 号

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、市立保育所の設置の趣旨を変更するとともに、特定教育・保育及び特別利用保育の保育料の徴収に関する規定を整備するため。

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例

松戸市保育所設置条例（昭和47年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育する」を「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う」に改める。

第4条第1号中「感染症その他悪質な疾患」を「感染性の疾病」に改め、同条第2号中「知的障害又は」を削る。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 市長は、支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定子どもをいう。以下同じ。）が同法第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育若しくは同項第2号に規定する特別利用保育を受けたときは、当該支給認定子どもの保護者（以下「支給認定保護者」という。）から、保育料として月額104,000円を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して規則で定める額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、支給認定子どもが月の途中に入所し、又は退所した場合における保育料の額は、日割計算によつて算定した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を当該月の保育料とする。
第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（保育料の納付期限）

第6条 前条の規定により徴収する保育料の納期限は、毎月末日（12月分にあつては12月28日、前条第2項の規定により日割計算によつて算定した保育料にあつては翌月末日（11月分にあつては12月28日））とする。

2 前項の場合において、当該納付期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、地方税法（昭和25

年法律第226号)第20条の5第2項の規定の例によるものとする。

(保育料の減免)

第7条 市長は、災害その他市長が定める特別の事由に該当する支給認定保護者のうち、必要があると認めるものに対し、保育料を減免することができる。

(保育料の還付)

第8条 既納の保育料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。